人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一―二八

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一（非常勤職員の給与）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万八千四百円未満の額であるときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。	**第二条**　給与法第二十二条第一項に掲げる職員に手当を支給しようとする場合において、その額が勤務一日につき二万七千六百円未満の額であるときは、同項の規定の適用については、あらかじめ人事院の承認を得たものとみなす。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―一の規定は、令和八年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十一月十八日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―八―九八

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（初任給基準を異にする異動をした職員の号俸） **第二十六条**　（略） ２　（略） ３　第二十三条及び第二十四条の二の規定は、前条第一号に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号俸については適用しない。 **別表第二**　初任給基準表（第十一条、第十二条関係） イ　（略） ロ　行政職俸給表(二)初任給基準表 （略） 備考 １～５　（略） ６　第１項第１号の(2)から(7)までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者で有する経験年数が１年未満の「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、１級１号俸から１級13号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができるものとし、これらの職員には、第15条第２項の規定は適用しないものとする。 ハ　専門行政職俸給表初任給基準表 （略）	（初任給基準を異にする異動をした職員の号俸） **第二十六条**　（略） ２　（略） ３　第二十三条及び第二十四条の二の規定は、前条第一項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号俸については適用しない。 **別表第二**　初任給基準表（第十一条、第十二条関係） イ　（略） ロ　行政職俸給表(二)初任給基準表 （略） 備考 １～５　（略） ６　第１項第１号の(2)から(7)までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者で有する経験年数が一年未満の「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、１級１号俸から１級13号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができるものとし、これらの職員には、第15条第２項の規定は適用しないものとする。 ハ　専門行政職俸給表初任給基準表 （略）